

地方独立行政法人法の改正に伴う年度計画及び年度評価の廃止について

1 現行制度の概要

- 公立大学法人は毎事業年度の開始前に、その事業年度の業務運営に関する計画（年度計画）を定め、当該年度計画を設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。（地方独立行政法人法第 27 条）
- 公立大学法人は、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価（年度評価）を受けなければならない。（地方独立行政法人法第 78 条の 2）

2 地方独立行政法人法改正の概要

公立大学法人について、中期計画の記載事項に、住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置並びに業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置の実施状況に関する指標を追加したうえで、年度計画及び年度評価、年度評価に関する業務実績等報告書の提出を廃止（国立大学法人では、2022 年度から実施済）

施行日：2023 年 6 月 16 日

経過措置：2023 年度の末日までに開始した中期目標期間においては、年度計画の策定及び年度評価を実施する。

3 愛知県公立大学法人における対応

- 2025 年度から開始する第四期中期目標期間に係る中期計画において、指標を定めたことから、第四期中期目標期間から年度計画及び年度評価、年度評価に関する業務実績等報告書の提出を廃止する。
- なお、年度評価に替えて、期間評価又は見込評価を実施しない年度は、中期計画に定めた指標の進捗状況について評価委員会において確認することを検討する。

4 評価委員会スケジュール

中期目標期間		第三期	第四期						第五期
年度		2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
中期目標経過年数		6 年目	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	1 年目
評価関係	年度評価	○ 2023 実績	○ 2024 実績	(廃止)	→	→	→	→	→
	進捗確認			○	○	○		○	
	見込評価						○ 第四期		
	期間評価		○ 第三期						○ 第四期
次期中期目標策定		○ 第四期						○ 第五期	